



敦賀市議会

2024年議会報告会

# 本日の内容

## ◆ 第1部：議会からのご報告

- ・ 市議会の役割、しくみ
- ・ 予算決算常任委員会からのご報告
- ・ 議会運営委員会からのご報告
- ・ 総務民生常任委員会からのご報告

## ◆ 第2部：意見交換

テーマ

「みんなで考える敦賀の防災」

# 市議会の役割

## 市民と市議会、市長との関係

### 【地方自治の制度】

首長(市長)と地方議会(市議会議員)という2種類の代表を住民(市民)が直接選挙で選ぶ**二元代表制**



市民

選挙

施策の実施

市民の参加の促進

施策

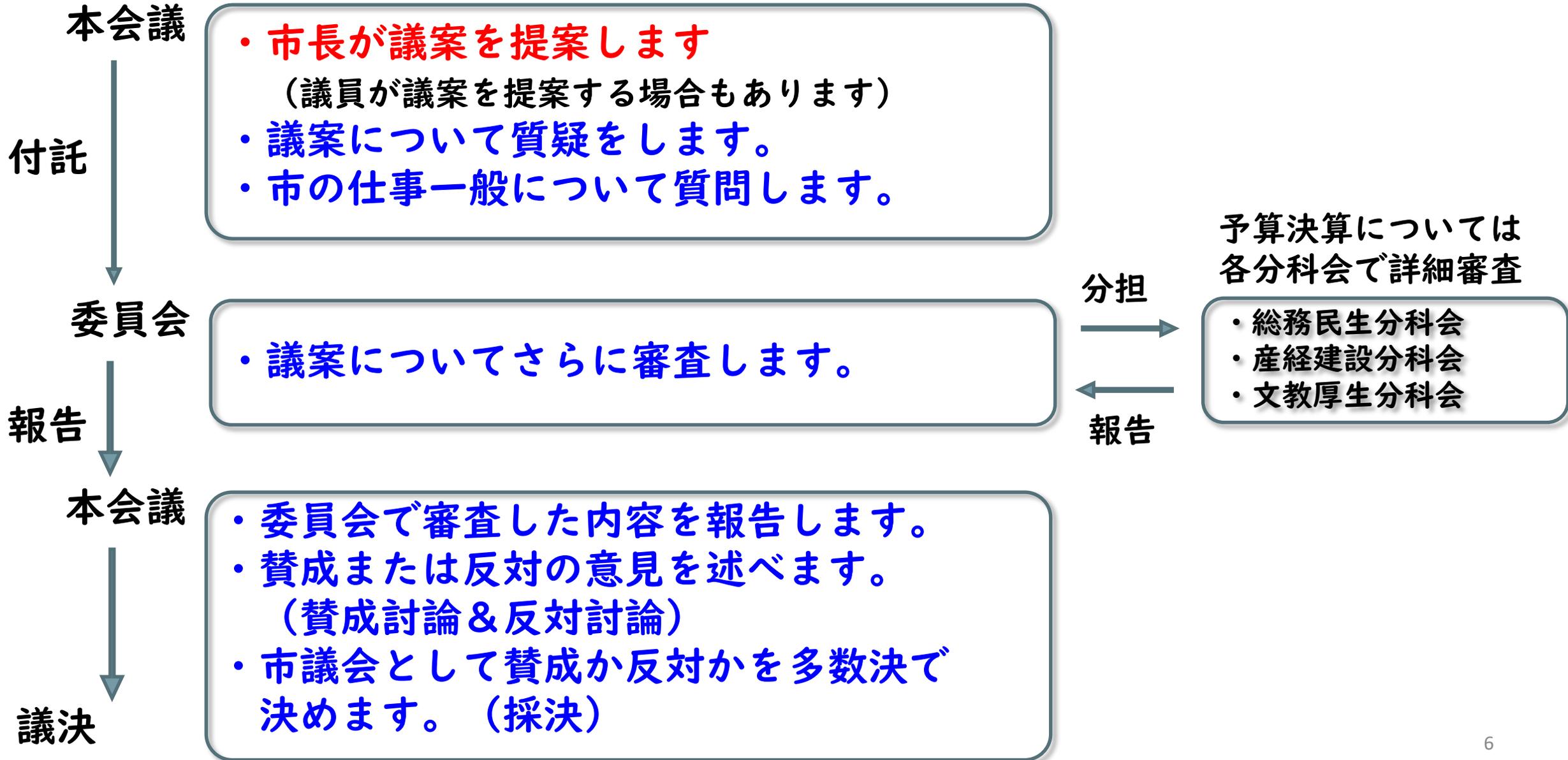
市長  
執行機関

予算・条例等の提案

市議会  
議事機関



予算・条例等の議決、市の行政の監視



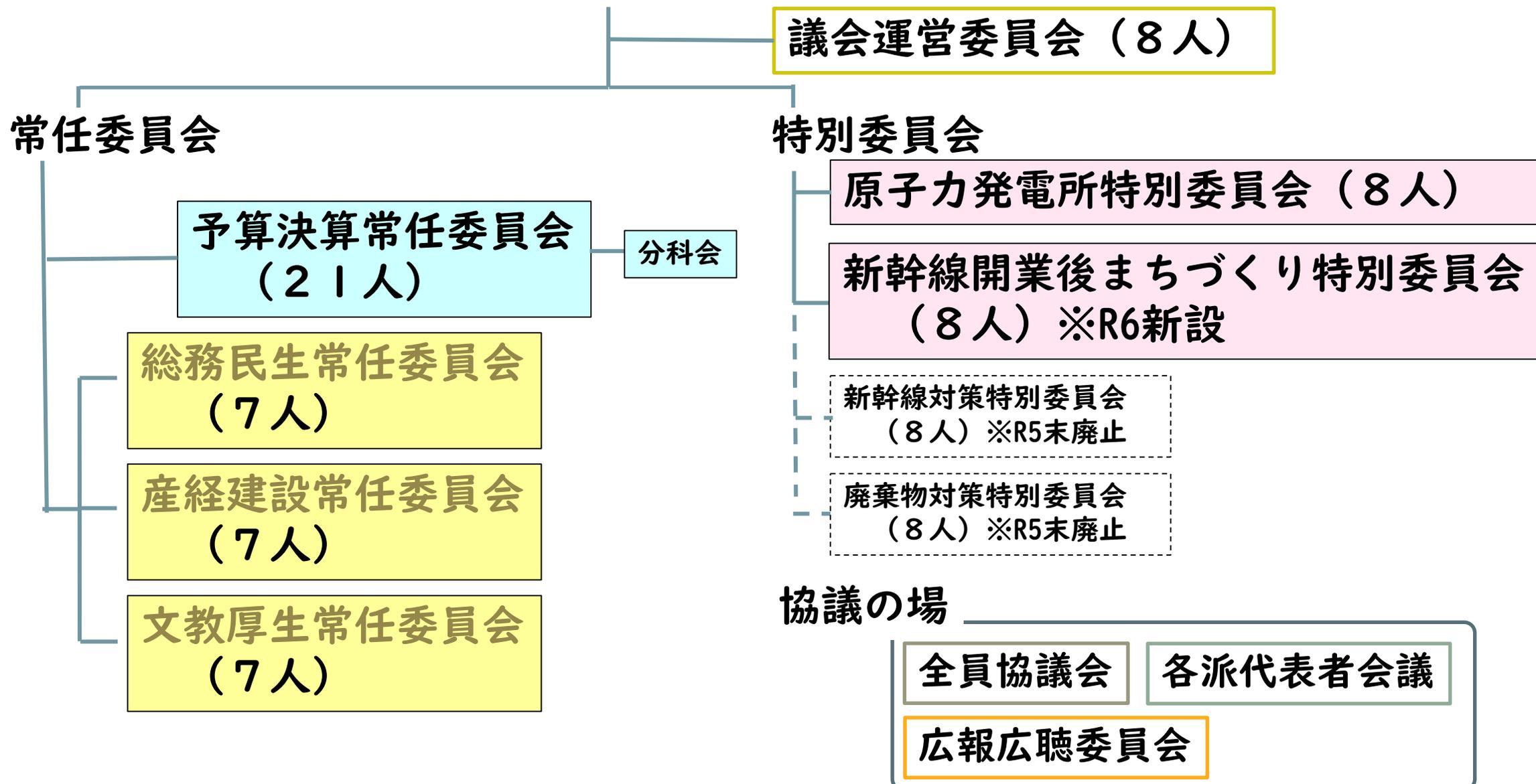
# 市議会の構成

議会活動である会議は、法律や条例に定められている**本会議**や**委員会**などがある。

◆ 本会議には、定例会と必要な場合において招集される臨時会がある。

◆ 敦賀市議会の定例会回数は毎年4回と定め、3月、6月、9月及び12月に開いている。

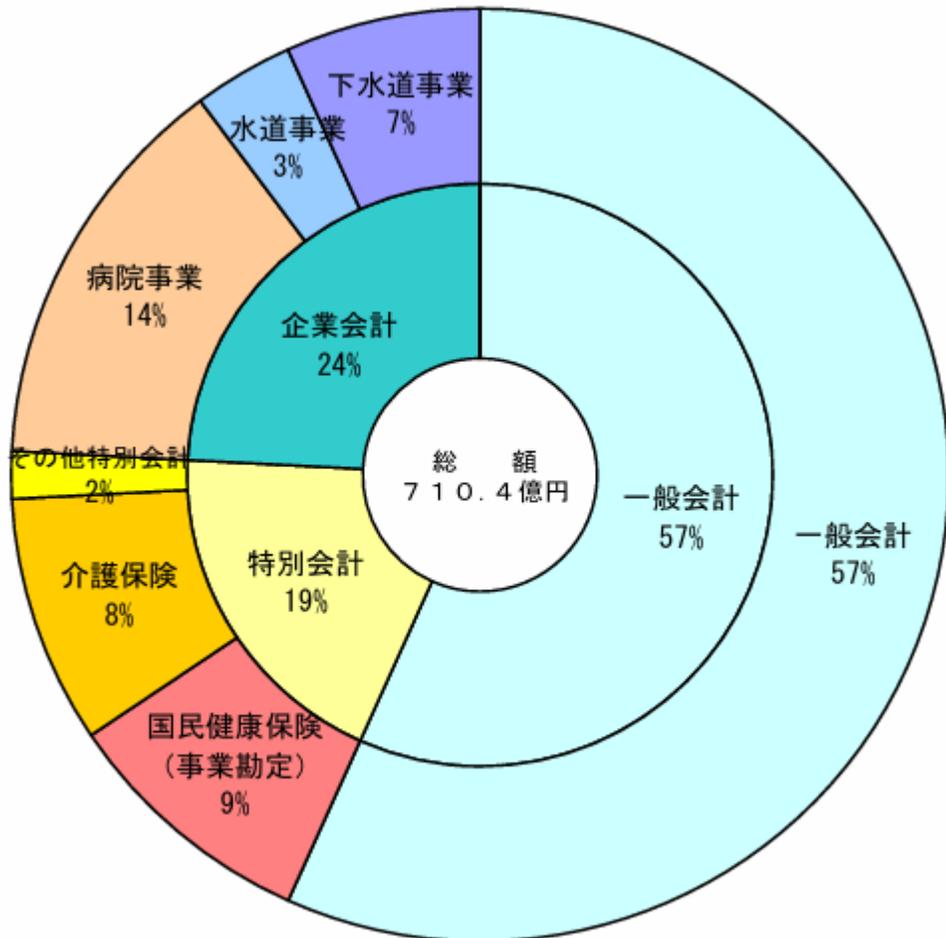
# 敦賀市議会 定数22人



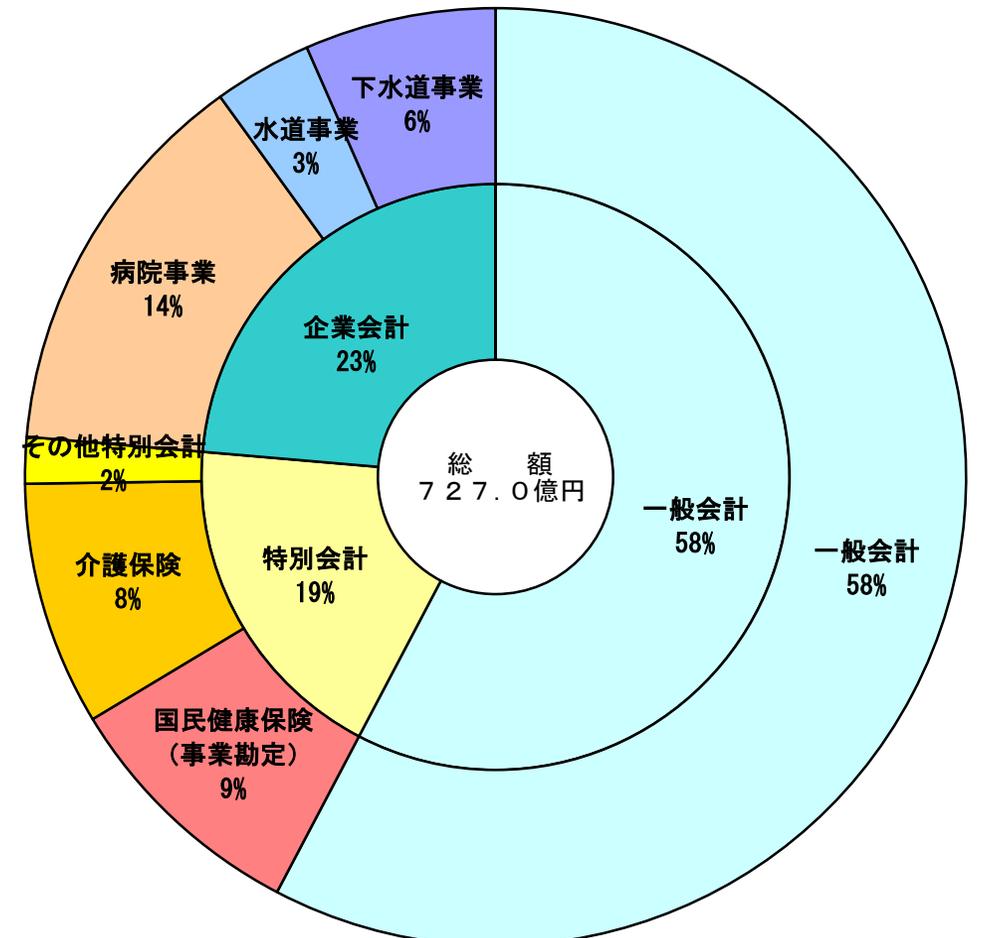
| 委員会    |                    | 定数  | 所管事項   |
|--------|--------------------|-----|--|
|        | 議会運営委員会            | 8人  | 議会運営に関する事項   |
| 常<br>任 | 予算決算常任委員会（全体会・分科会） | 21人 | 一般会計、特別会計及び企業会計の <b>予算または決算</b> に関する事項                               |
|        | 総務民生常任委員会          | 8人  | <b>総務部、企画政策部、市民生活部</b> 、会計課、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項 |
|        | 産経建設常任委員会          | 7人  | <b>産業経済部、まちづくり観光部、建設部、水道部</b> の所管に属する事項                              |
|        | 文教厚生常任委員会          | 7人  | <b>福祉保健部、市立敦賀病院、教育委員会</b> の所管に属する事項                                  |
| 特<br>別 | 原子力発電所特別委員会        | 8人  | <b>原子力発電所</b> に関する事項   |
|        | 新幹線開業後まちづくり特別委員会   | 8人  | <b>敦賀まちづくり協議会</b> における市の所管する事項                                       |

# 予算決算常任委員会

当初予算

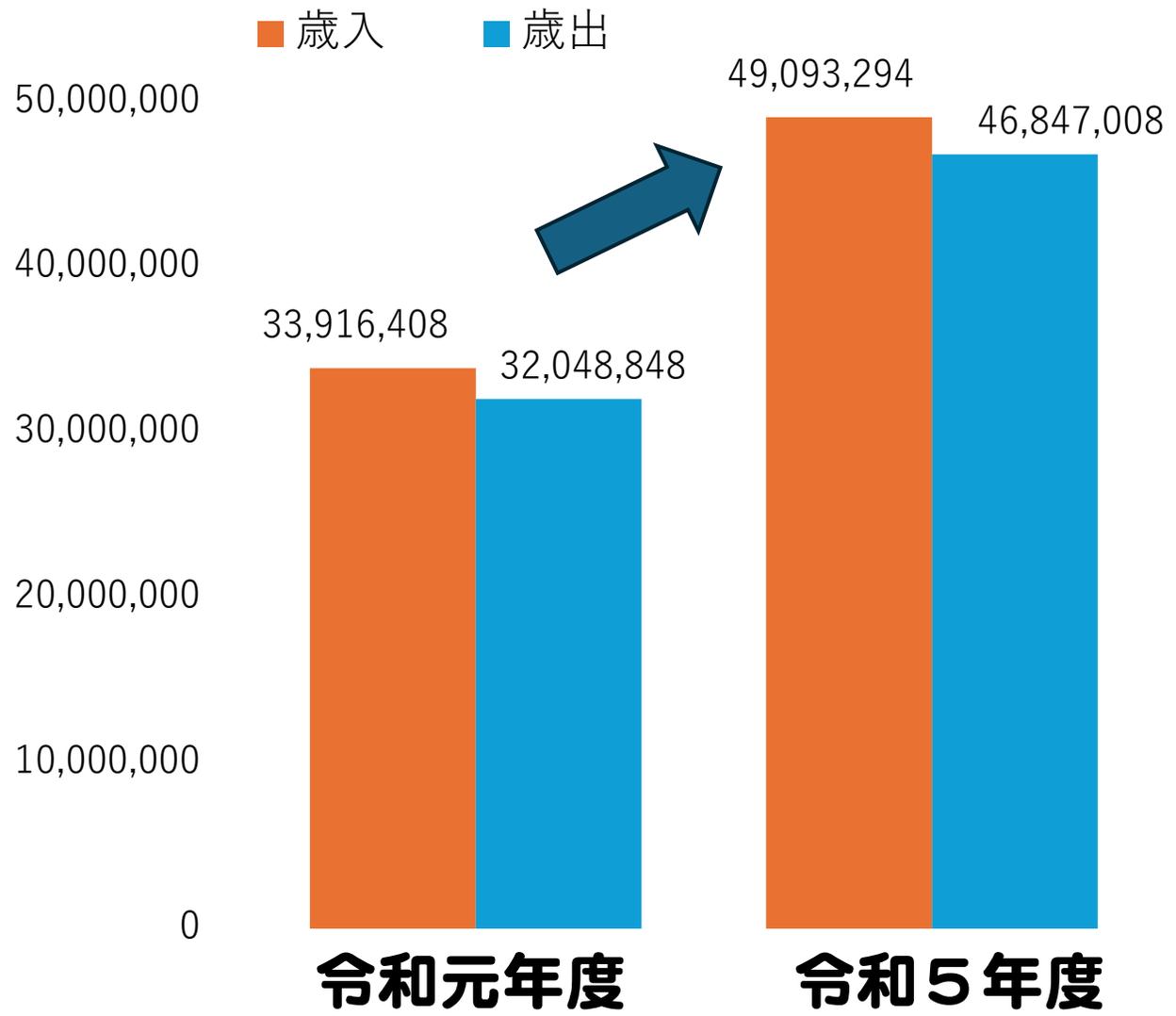


9月補正後予算



令和6年度当初予算額  
9月補正予算後現計は

710億4293万6千円  
727億273万8千円



**令和5年度歳入歳出決算**  
**歳入 490億9329万円**  
**歳出 468億4700万円**  
**いずれも、過去最多**

# 令和5年度が増えている主な要因は…

歳入

ふるさと納税寄附金

(令和元年度)

(令和5年度)

4億9608万円 → **79億8934万円**

歳出

ふるさと納税事業費(委託料) 41億7503万円

ふるさと応援基金積立金 38億1230万円

その他

一般廃棄物最終処分場整備事業費 22億8653万円

北陸新幹線駅周辺施設整備事業費 12億3954万円

企業立地補助金 8億6740万円

非課税世帯等物価高騰支援給付金 7億2658万円

# 総務民生分科会



# 敦賀市ホームタウン奨学金制度

## 敦賀市に住み、働く方の

# 奨学金返還を支援!



詳細はこちら

### 敦賀市ホームタウン奨学金制度とは？

・敦賀で育った方、または新たに敦賀に住み、働く方の奨学金の返還を支援する制度です。

・敦賀での定住・就労を志す方々を幅広く支援する次の3つのメニューを用意

Uターンして  
敦賀で働きたい!



令和6年4月1日以降に  
大学等へ入学する市民

敦賀出身じゃない…  
でもUターンして  
敦賀で働きたい!



令和7年4月1日以降に  
市内に住み  
市内企業に就職した方

### 第1種 奨学育英資金貸付金

対象者：世帯所得300万円未満の方

概要：最大270万円を無利子で貸付け、大学等を卒業後、敦賀市に居住し就業すれば返還を全額免除

免除の条件：大学等を卒業後、就業のために市内に居住

問い合わせ：敦賀市 政策推進課 ☎0770-22-8111

### 第2種 官民連携奨学ローン返済支援

対象者：第1種を未利用の方

概要：連携する特定の金融機関から奨学ローンを借り入れ、大学等を卒業後、敦賀市に居住し就業すれば、最大300万円を返済支援

※在学期間の利子相当分についても支援

支援の条件：大学等を卒業後、29歳までに就業のために、市内に居住

問い合わせ：敦賀市 政策推進課 ☎0770-22-8111

### 第3種 官民連携奨学金返還支援

対象者：第1・2種を未利用の方（Uターン者等含む）

概要：敦賀市内の連携する企業に就職した場合、奨学金について最大150万円を返還支援

※支援額は企業により異なります（100万円・125万円・150万円）

支援の条件：該当する市内企業に就職し、市内に居住

問い合わせ：敦賀市 商工貿易振興課 ☎0770-22-8122

「ホームタウン奨学基金積立金」

7億5千万円

**第1種：奨学育英資金貸付金****【対象者】**世帯所得300万円未満の方**【概要】**最大270万円無利子で貸付け、条件達成で全額免除**【免除の条件】**大学等を卒業後、就業のために市内に居住**第2種：官民連携奨学ローン返済支援****【対象者】**第1種を未利用の方**【概要】**連携金融機関から借り入れた奨学ローン返済支援**【支援の条件】**大学等を卒業後29歳までに、就業で市内に居住**第3種：官民連携奨学金返済支援****【対象者】**第1・2種を未利用の方（Uターン者等含む）**【概要】**市内の連携企業に就職した場合に奨学金返還支援**【支援の条件】**該当する市内企業に就職し市内に居住

## 自由討議

- 第2種の官民連携奨学ローン返済支援において、連携する金融機関を一行でも増やす努力をしていただきたい。
- 進学したい学生を切れ目なく支援するよい制度ができた。今後は、利用していただけるよう広報にも力を入れていただきたい。

# 産経建設分科会





筋交い（すじかい）による耐震補強工事の様子



令和6年3月定例会 第8号議案 令和6年度敦賀市一般会計予算  
「木造住宅耐震化促進事業費」 817万6千円

## 事業の対象となる基準

### ・「旧耐震基準」

**1981年（昭和56年）5月31日以前の耐震基準、震度5強レベルの揺れでも建物が倒壊せず、仮に建物が破損したとしても、補修する事で生活が可能となる構造基準として設定。**

※以下の基準の木造住宅は対象外

#### ・「新耐震基準」

1981年（昭和56年）6月から2000年（平成12年）5月31日までの耐震基準  
1978年に発生した宮城県沖地震による被害がきっかけ。

#### ・「新・新耐震基準」

2000年（平成12年）6月以降の耐震基準  
1995年に発生した阪神淡路大震災による被害がきっかけ。

**木造住宅耐震化促進事業費の内容：木造住宅耐震化の促進を図るため、木造住宅耐震診断士の派遣や耐震改修費の補助を行う。**

～ 令和6年度敦賀市木造住宅耐震改修促進事業のご案内 ～

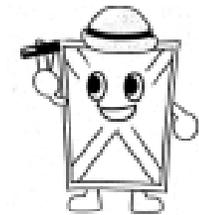
## 木造住宅の耐震改修費用を補助します！

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、耐震改修に要する費用の一部を補助する制度です。

補強計画に基づき、**『住宅全体の耐震改修工事』****『部分的な耐震改修工事』**のいずれかを実施するにあたり補助を受けることができます。

●補助対象となる住宅 ●補助の対象となる木造住宅は次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 3階建て以下の木造で、在来軸組工法又は伝統的構法、枠組壁工法による自ら居住するために所有する一戸建て住宅  
(併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているもの)
- (2) 敦賀市木造住宅耐震診断等促進事業による耐震診断の結果、診断評点が1.0未満と判定された住宅
- (3) 過去にこの事業の補助を受けて、耐震改修又は耐震シェルター設置を行っていない住宅



●申込できる方 ● 申込み出来る方は次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 上記の木造住宅の個人所有者で、当該住宅に居住する又は耐震改修後に居住を開始する方
- (2) 敦賀市税の滞納のない方
- (3) 国又は地方公共団体等の外の補助事業の補助金等の交付を受けていない方  
ただし、補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分できる場合を除く。

## 木造住宅耐震診断士派遣等業務委託料に係る耐震診断戸数

**令和5年度当初予算 32戸**



**令和6年度当初予算 24戸**

### 参考

- ・ 一般診断法  
→専門家が行う非破壊で目視にて行う診断方法（補強設計に進むことが可能な一般的な診断法）。
- ・ 伝統耐震診断法  
→伝統工法（釘などを使わない建築工法）で建てられた木造建物の耐震診断などに用いる診断方法。

**質疑：前年度当初予算より計上された戸数が減少した理由**

**回答：木造住宅耐震診断には一般診断法と伝統耐震診断法があり、後者にかかる診断の補助対象を拡大することから令和5年度と6年度の事業費の総額のバランスをとるため診断戸数を少し減らした。**

## 自由討議



能登半島地震で道路などのインフラ部分に対して、非常に厳しい状況を目の当たりにした。いつ起こるか分からない地震への備えも大事である。

# 文教厚生分科会

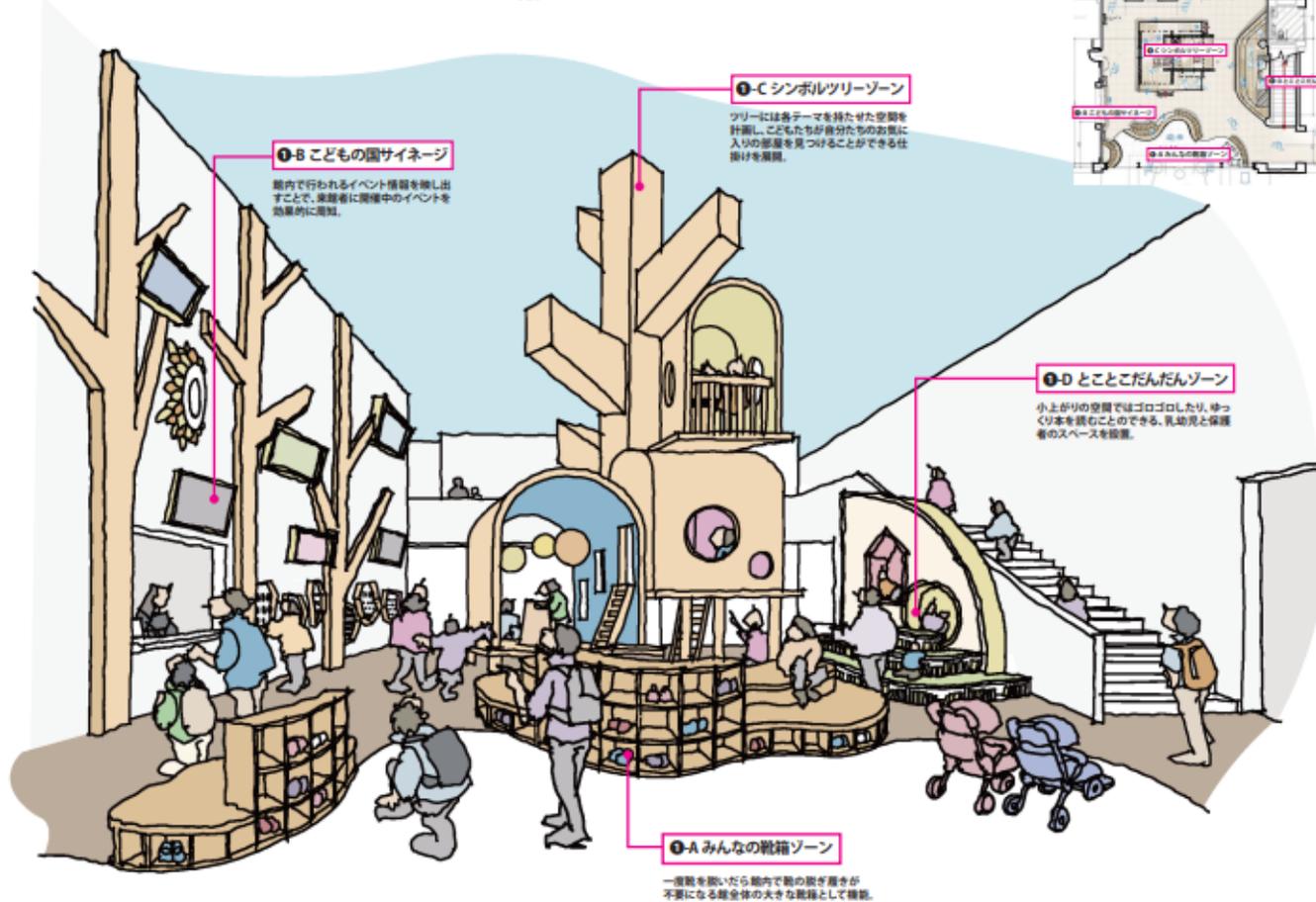


令和5年度教習市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル 基本計画 概要版

吹き抜けを活かした、敦賀の身近な自然に出会うエントランス空間を設計します。

エントランス中央に象徴的なシンボルツリーを設置。  
子どもたちが昇ったり降りたりしながら敦賀の自然を見つけることができるツリーや  
みんなで使えるステージなど、楽しく遊べるエントランスを計画します。

1階 エントランス



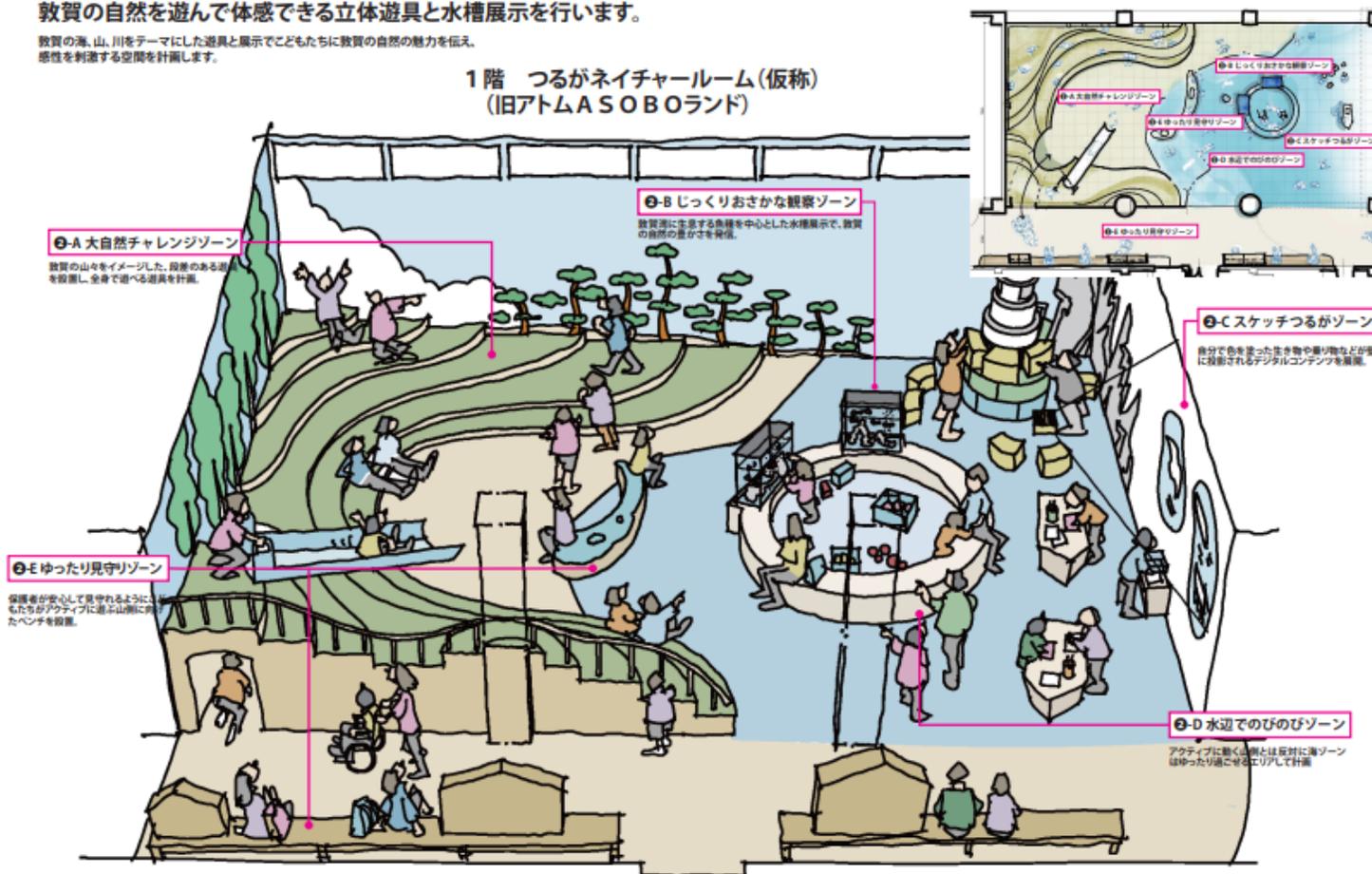
令和6年6月定例会 第39号議案 令和6年度一般会計補正予算 (第2号) 「こどもの国リニューアル事業費」 1021万9千円

令和5年度敦賀市こどもの国（屋内プレイエリア）リニューアル 基本計画 概要版

敦賀の自然を遊んで体感できる立体遊具と水槽展示を行います。

敦賀の海、山、川をテーマにした遊具と展示で子どもたちに敦賀の自然の魅力を伝え、感性を刺激する空間を計画します。

1階 つるがネイチャールーム（仮称）  
（旧アトムASOBOランド）

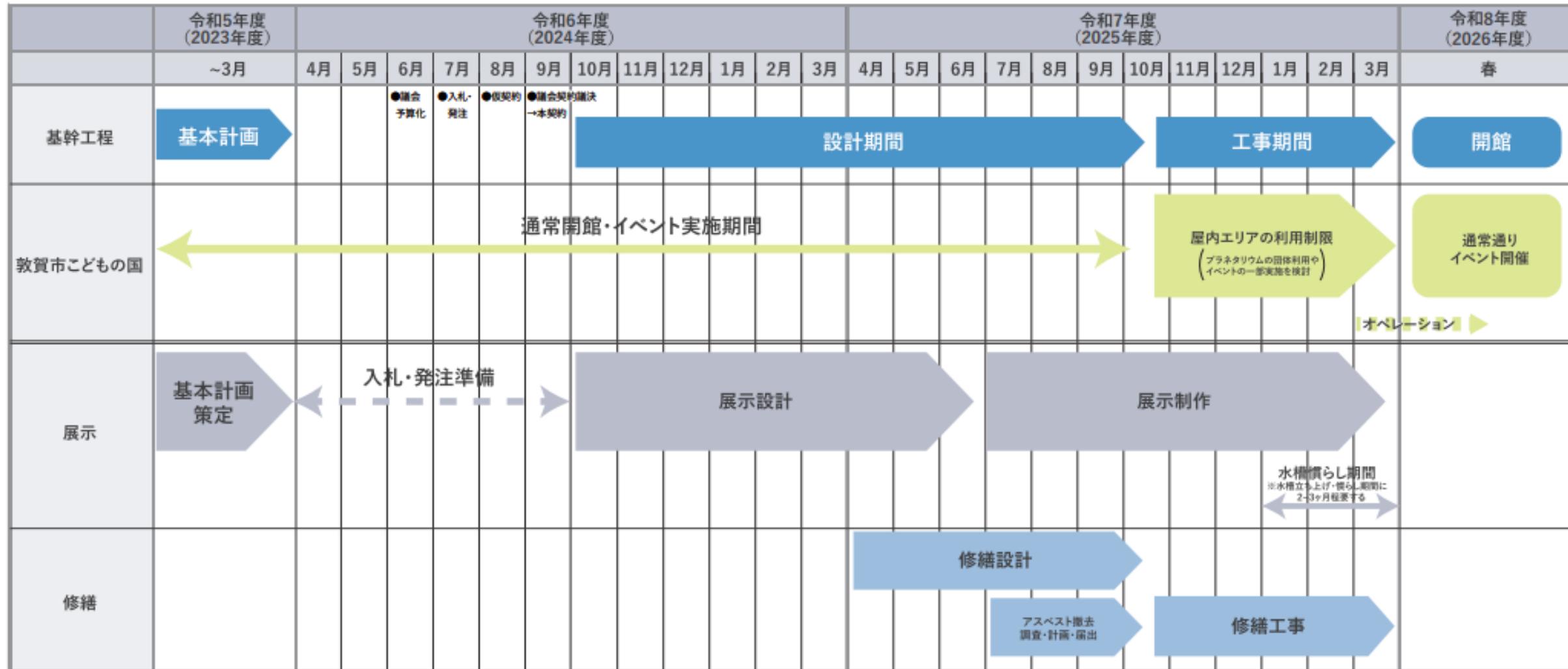


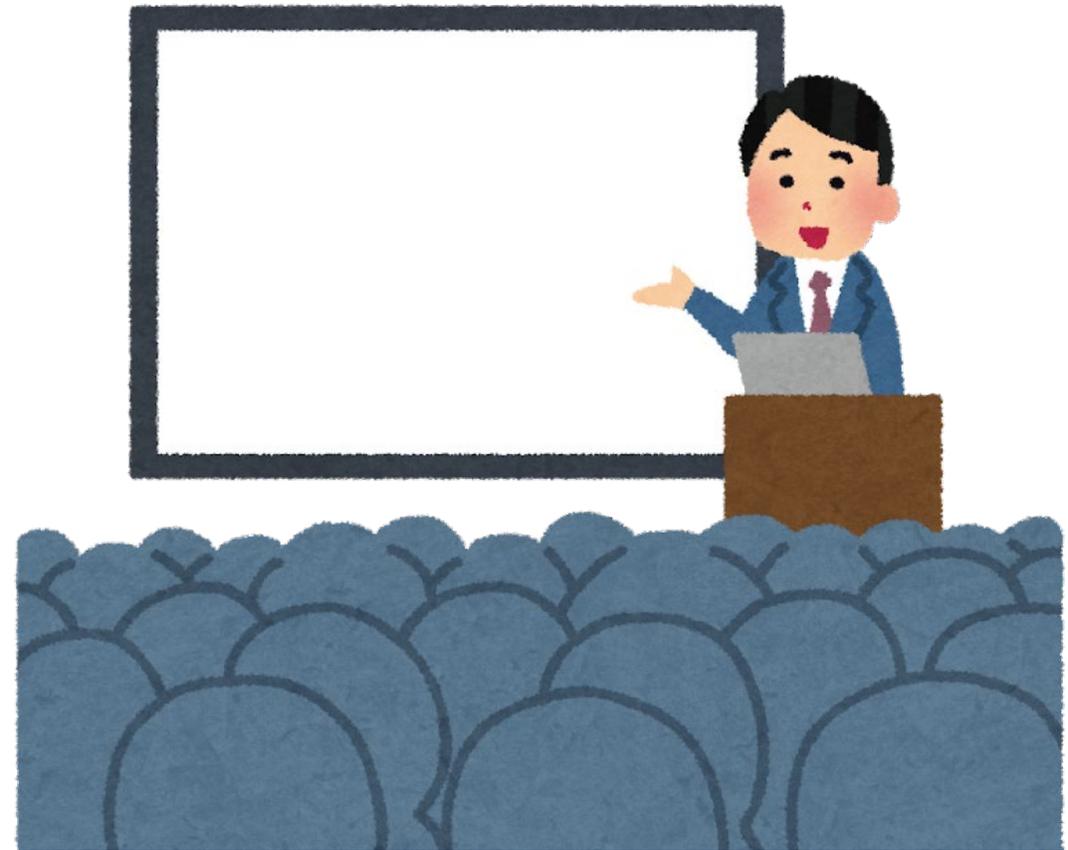
こどもの国リニューアル基本計画：屋内プレイエリアについて、リニューアルの内容・規模、概算事業費、建設スケジュールなどに関する基本計画を定めた。

## 予算措置の流れ

- 事業費は1億9796万2千円で、このうち令和6年6月議会では、基本設計に係る業務委託料1021万9千円が計上された。
- 設計から施工までを一体的に行うため、残る実施設計と施工を併せた1億8774万3千円を、令和7年度の債務負担行為として設定した。
- 財源のうち、1億円は県からの支出金を充てることにしている。

# 今後のスケジュール





**質疑：**90センチの水槽を2台設置するとの説明だったがデジタルの活用についても検討しているのか。

**回答：**水槽を置くだけではなく、水槽展示とデジタル技術を組み合わせた方法を検討したいと考えている。

## 自由討議



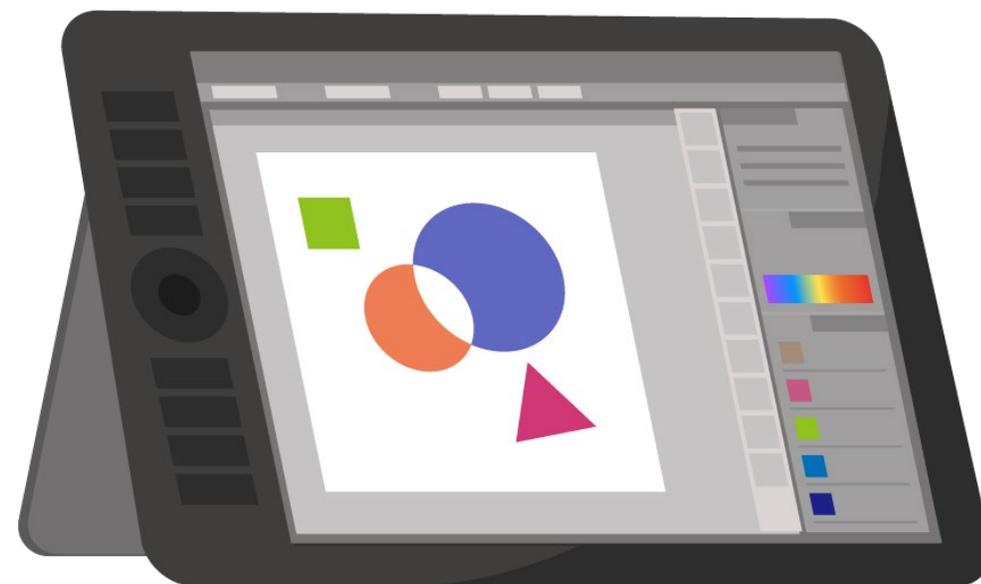
- ・ランニングコストが負担にならないようしっかり評価しながら進めて欲しい。
- ・出来る限り多くの市民が納得するような施設にして欲しい。

# 議会運営委員会



## タブレット端末の導入とは

近年、県内外の自治体ではデジタル化が進み、議会へのオンラインによる出席や、書面に限らないオンライン手続き、紙での資料や計画書、図面等をデータで共有しペーパーレス化が実施されている現状から敦賀市議会もタブレット端末を導入してはどうかと検討



## タブレット端末導入のメリット

- ①印刷にかかる紙の使用量削減
- ②情報伝達の迅速化
- ③議案書、委員会資料の配付労力の効率化
- ④オンライン会議が出来るため、  
コロナ禍でも委員会が開催される
- ⑤紙にかかる費用の減、職員労働時間減  
(越前市年間567万円の削減)



# 敦賀市議会でのタブレット端末導入

- 導入方法 : リース契約
- 機種 : iPad Air
- リース期間 : 令和6年10月16日～令和11年10月15日
- 通信費の個人負担:公費50%政務活動費25%個人負担25%
- タブレット端末使用基準策定
- 申し合わせの改正
- タブレット操作研修、ペーパーレス会議システム研修の開催

今後も研修を重ねて全議員がスムーズに利用できるようにしていく

**敦賀市議会の配信会議：現在は本会議のみRCN、インターネットでライブ放映**

**県内の配信状況**

**福井市議会：本会議・常任委員会・特別委員会・臨時会**

**あわら市：本会議・常任委員会**

**鯖江市議会：本会議・決算特別委員会**

**その他の議会は本会議のみの配信**

**敦賀市議会でも常任委員会でのインターネット配信が出来ないか、ワーキンググループを作り検討した。**

## インターネット配信のメリット

①開かれた議会

②市民の利便性

(傍聴しなくても審査の様子が  
見られる。)

③職員の利便性

(審査の進行状況の把握)



# 検討結果

令和7年度～

予算決算常任委員会の全体会を配信  
(他の委員会については配信の状況を見て検討)

配信方法

YouTubeを利用してライブと録画の両方の配信

YouTubeライブ配信設備一式を  
令和7年度の予算化に向けて検討中

議会提出議案の提出



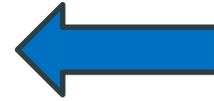
付託先を「議会運営委員会」と決定



一般質問の本会議終了後  
議会運営委員会を開催  
B議案第5号についての委員会審査



定例会最終日  
審査後の委員長報告と採決

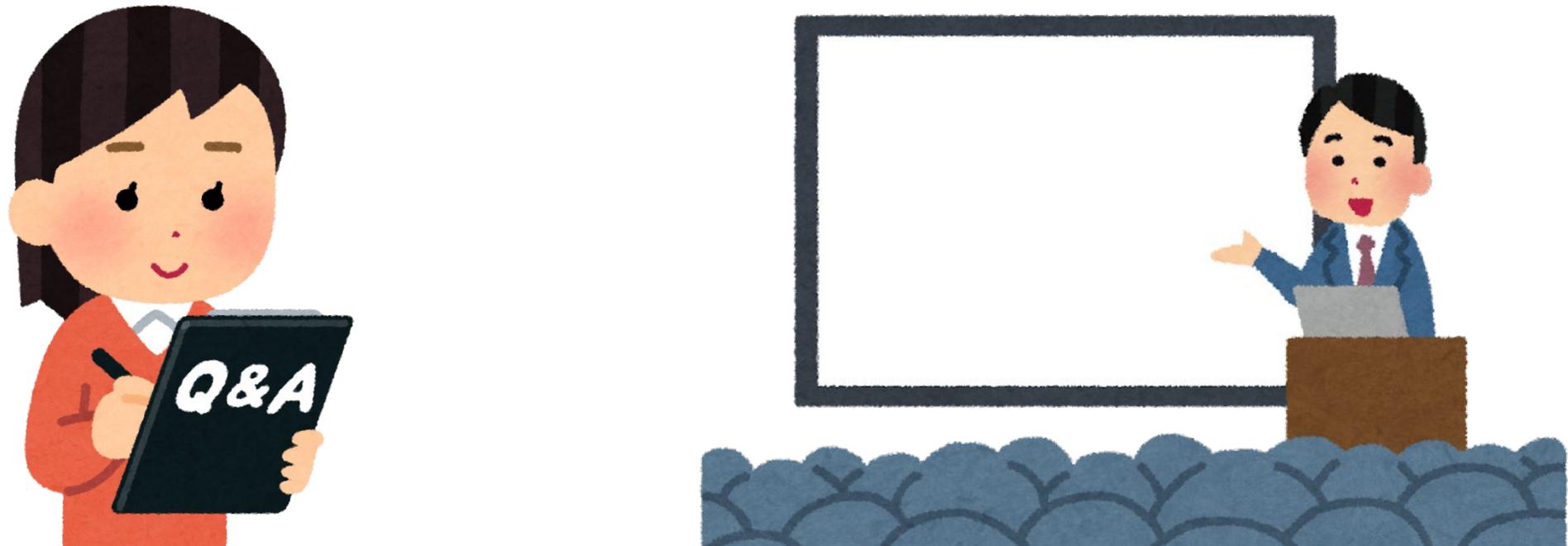


議員3名より

B議案第5号 敦賀市議会ハラスメント防止条例制定の件

- ・本市では、議会提出議案をB議案と呼ぶ
- ・この場合、議員定数の12分の1以上の賛成が提出要件

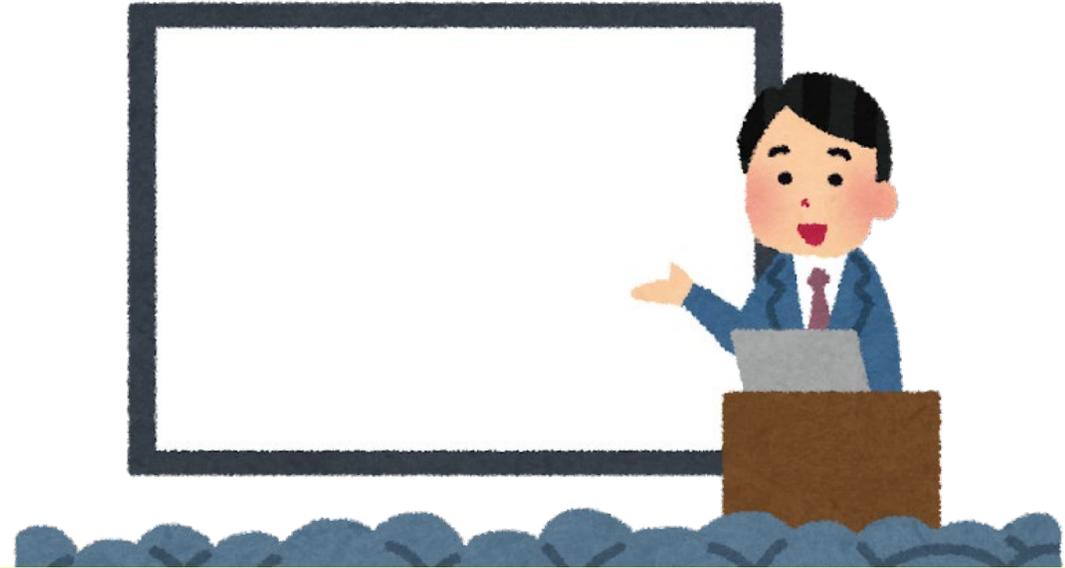
## 議会運営委員会での主な質疑応答



**質疑:** B議案提出までのプロセスについて代表者会議や議会運営委員会での事前検討はなぜしなかったのか。

**回答:** 事前に合意を完全に得るのがルールではないと認識している。

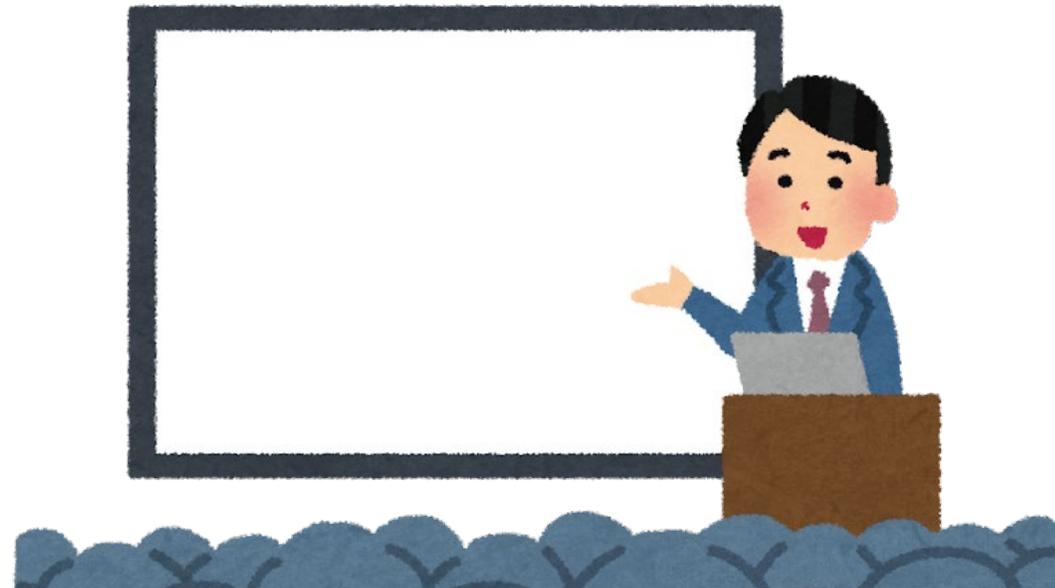
## 議会運営委員会での主な質疑応答



**質疑：議長の責務が重すぎないか。第三者委員会等を設置せずなぜ専門的な者に調査を行わせることができるとしたのか。**

**回答：第三者委員会に判断を委ねるのではなく、議長の判断が公平な選択と考えた。**

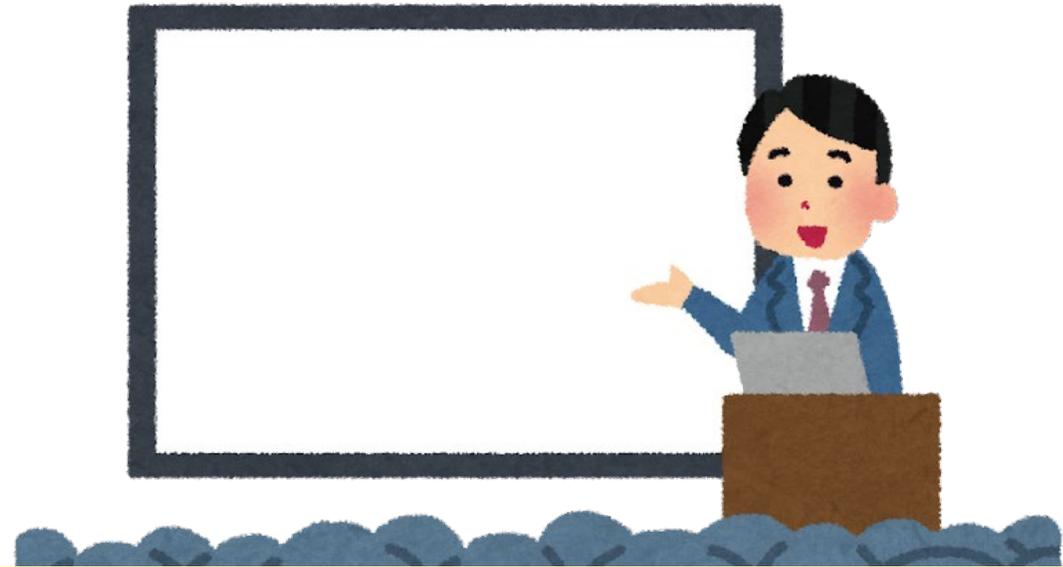
## 議会運営委員会での主な質疑応答



**質疑：市長等と一緒に条例を制定せず、議会を対象に条例の制定を提案したのは。**

**回答：まずは議会で条例を制定し、その後市側にも条例制定を促していく方法が最も望ましいと考えたため。**

## 議会運営委員会での主な質疑応答



**質疑：議会内でもっと議論を深め、膨らみを持たせるため、継続審査や修正に理解が持てるか。**

**回答：今後の議論により継続審査や修正は否定しない。  
本条例に固執しているわけではない。**

## 討 論

**反対：今後も議論を重ねる必要がある。**

**反対：ハラスメント対策の必要性は皆分かるが、相談窓口や調査対応措置等もしっかり検討するべきと考える。**

**賛成：まずは本条例の制定をして、改正していくことで問題ない。**

委員会採決

賛成少数で否決

本会議採決

賛成少数で否決

議会運営委員会

ハラスメント対策については、議会運営委員会で今後も、検討、研修等を行き、何らかの形で議会での防止、撲滅の対策を設定していきたいと議論が始まった。



現在も継続して検討中

# 総務民生常任委員会

| 令和5年度        | 令和6年度           |
|--------------|-----------------|
| 1 総務部        | 1 総務部           |
| 2 企画政策部      | 2 企画政策部         |
| 3 市民生活部      | 3 市民生活部         |
| 4 福祉保健部      | 4 福祉保健部         |
| 5 産業経済部      | 5 産業経済部         |
| 6 観光部 (廃止)   | 6 まちづくり観光部 (新設) |
| 7 建設部        | 7 建設部           |
| 8 都市整備部 (廃止) |                 |

(目的) 北陸新幹線開業後の持続的なにぎわいを目指すためのまちづくりをはじめ、総合計画に掲げた施策の着実な推進や各行政課題の解決にあたり、効率的かつ効果的な執行体制を整備するための行政組織改革を行う。

## 【変更内容】

### ①部の新設

まちづくり部署の一元化を図るため、観光部と都市整備部を廃止し、新たに「まちづくり観光部」を設置

### ②分掌事務の変更等

- |                  |         |                 |
|------------------|---------|-----------------|
| ・ 財政業務           | 「総務部」   | → 「企画政策部」に変更    |
| ・ 秘書業務、広報広聴業務    | 「企画政策部」 | → 「総務部」に変更      |
| ・ 男女共同参画及び市民活動業務 | 「企画政策部」 | → 「市民生活部」に変更    |
| ・ 中心市街地活性化業務     | 「産業経済部」 | → 「まちづくり観光部」に変更 |

### ③その他

まちづくり観光部の事務分掌に新たな項目を追加

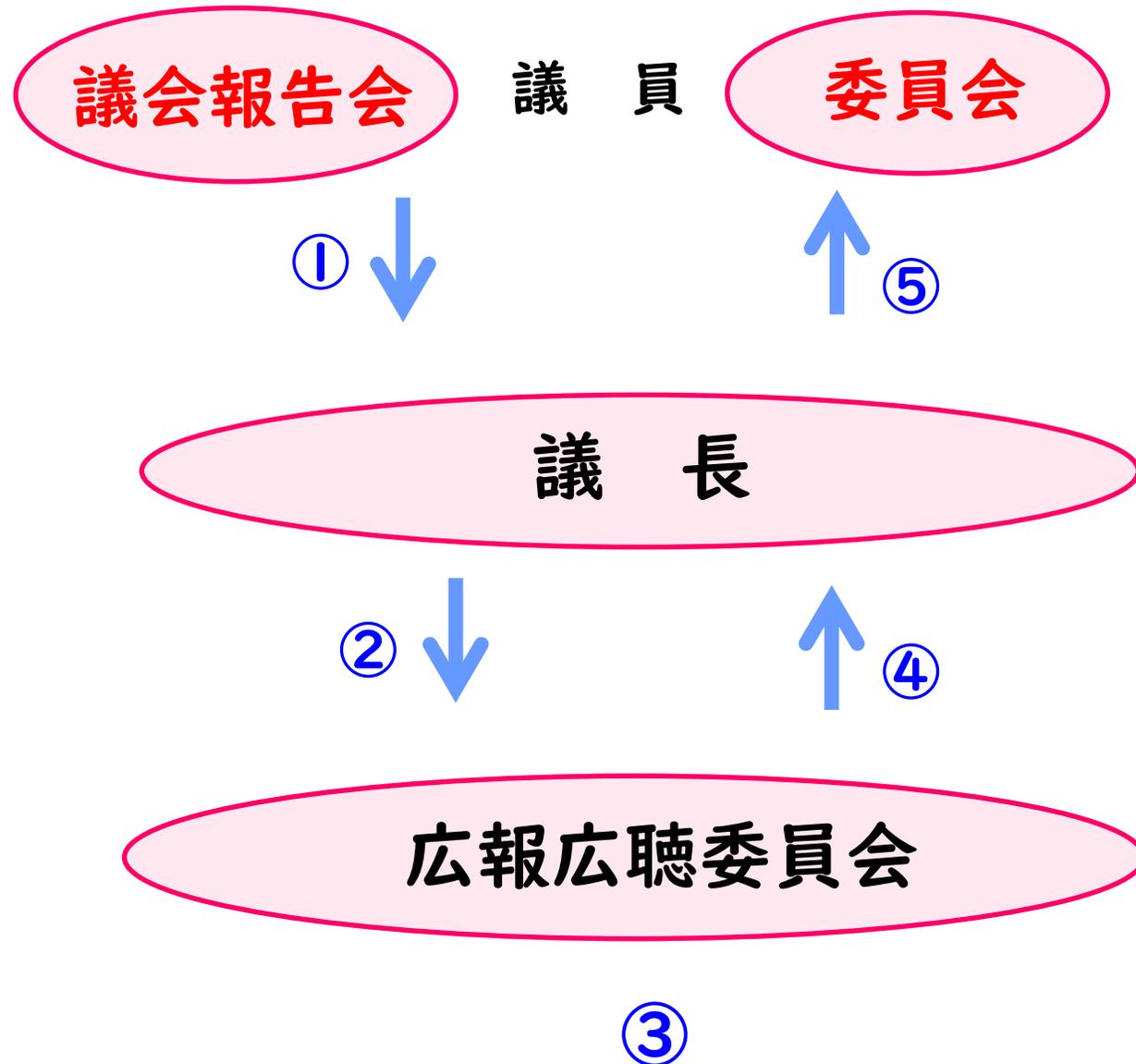
- ・ まちづくりの特命事項に関する事務
- ・ 公共交通に関する事務

## 自由討議

- ・ 今まで所管が分かれていた事務を一元化して効率的かつ効果的に事業を進めていくということで、新幹線開業後、この新しい体制でしっかり進めていただけることを期待したい。

# いただいたご意見の対応の流れ

# 議会報告会ご意見への対応の流れ



- ①寄せられた意見の報告書を議長に提出する。
- ②議長は意見の取り扱い方法について、広報広聴委員会に意見を求める。
- ③依頼を受けた広報広聴委員会は協議を行い、対応方法を検討する。
- ④広報広聴委員会は検討結果を議長に報告する。
- ⑤議長は報告を踏まえ、各委員会に意見の取り扱いについて通知する。

寄せられた意見は市議会HPに掲載